

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 福島県道道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 一
- 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 二
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例 三
- 福島県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例 三

## 条例

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県道道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例及び福島県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県条例第四十七号

#### 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）の一部を次

のように改正する。

別表一の1の表滑走路の部夜間の項の次に次のように加える。

夜間（二時間につき）	七、三〇〇円
夜間（二時間につき）	五、五〇〇円

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

（次世代産業課）

### 福島県条例第四十八号

#### 福島県道道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県道道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第四百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十四号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十三号を第二十四号とし、第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

#### 三 自転車通行帯

第三条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第五条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

#### （自転車通行帯）

第七条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状

況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第九条第一項中「又は第四種の道路」を「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)(又は第四種(第三級を除く。同項において同じ。))の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改める。

第十条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯を除く。」を加える。

第三十二条第一項第三号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第四十一条中「第七条第一項」の下に「、第九条第一項及び第二項」を、「第四種第四級」との下に「、第九条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」とを加える。

第四十二条第一項及び第二項中「第七条」の下に「、第七条の二第三項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(道路整備課)

福島県条例第四十九号

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例(平成二十五年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次のアからウまでに掲げる場合」に「ア、それぞれアからウまでに定める」を「別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額を合算した額」に改め、同号中アからウまでを削り、同条第四号

イ中「住戸の部分のみ」を「住宅部分」に改め、同号ウ中「全体及び住戸の」を「の非住宅」に、「ア」を「別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第二の下欄」に改め、同条第五号イ中「住戸の部分のみ」を「住宅部分」に改め、「額」の下に「及び別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額を合算した額」を加え、同号ウ中「全体及び住戸の」を「の非住宅」に、「ア」を「別

表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第二の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分(住宅の用途に供する共用部が住宅以外の用途にも供するものであるときは、当該部分を含む。次条第五号において同じ。))の床面積の区分に応じ、別表第三(認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第二の下欄」に改める。

第三条第二号中「次のアからウまでに掲げる場合」に「ア、それぞれアからウまでに定める」を「別表第四の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総住戸数に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額及び別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額を合算した額」に改め、同号ウ中「全体及び住戸の」を「の非住宅」に、「ア」を「別表第六(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、下欄」に定める額を合算した額」を加え、同号ウ中「全体及び住戸の」を「の非住宅」に、「ア」を「別表第六(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第五の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第六(変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合)にあっては、別表第五の下欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十四条第一項の認定(以下「計画認定」という。)を受けている法第五十三条第一項の低炭素建築物新築等計画(以下単に「計画」という。)に係る法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請(以下「変更認定申請」という。)に係る手数料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている法第五十三条第一項の規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)に係る手数料の額については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた認定申請に基づき計画認定を受けた計画の変更認定申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(建築指導課)

## 福島県条例第五十号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法に基づく福島県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成三十年福島県条例第六十九号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（議 事 課）

## 福島県条例第五十一号

福島県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県教育職員免許法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「法第五条第一項若しくは第二項、法第十六条の二第一項若しくは第二項、法第十六条の三第二項又は法第十六条の四第三項」を「法第五条第一項、第十六条第一項、第十六条の三第二項又は第十六条の四第三項」に改め、同表二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表六の項中「第六条第一項、第三項又は第四項」を「第六条第一項又は第三項」に改め、同表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十四の項までを削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（義務教育課）